

令和6年度 定例会議

滋賀県暴力団追放推進センター 経営評価結果報告

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

(公財) 滋賀県暴力団追放推進センターの概要について

1 名称

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター

2 設立年月日

平成 4 年 3 月 1 9 日

3 設立の趣旨・目的

県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救援のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。

4 業務概要

研修会やイベント会場等あらゆる機会を通じて、暴力団追放三ない運動プラス 1（恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない）を徹底するためのパンフレット等を作成、配布するとともに、暴力追放県民大会を開催するなどの広報活動、各暴排団体による活動への後援、支援を推進している。また、暴力団からの被害を防止するため、センターへの来訪者や電話による相談受理、さらに県下各地の公民館等を利用した出張相談所を開設している。

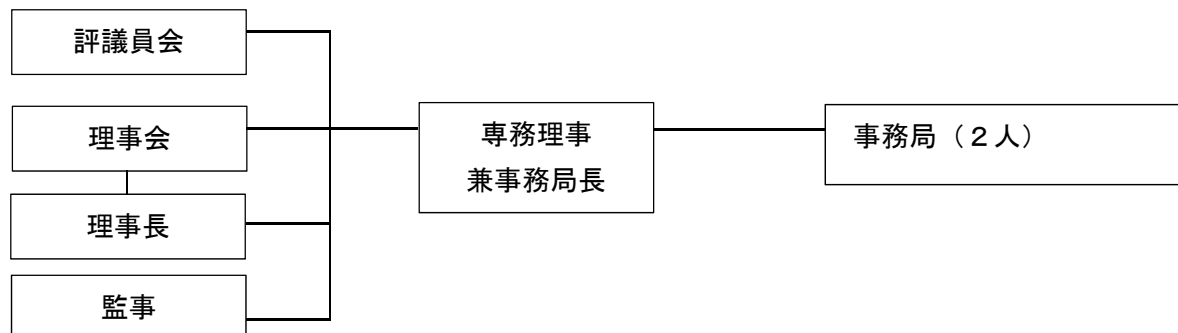
また、事業所等の責任者に対しては、暴力団組員等による不当要求への対応要領等を指導するために、不当要求防止責任者講習を開催している。令和 5 年度については 2 1 回実施し、受講者は 7 8 7 人であった。

5 出資の状況（令和 5 年度末）

（単位：千円、％）

区分		出資額	構成比	区分		出資額	構成比
基本財産等	滋賀県	575,934	76.1	その他			
	市町村	145,000	19.2				
	民間	35,596	4.7		小計		
	小計	756,530	100	合計		756,530	100

6 組織図



7 役員等

役 職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	大道 良夫（滋賀県更生保護事業協会理事長）	
理 事	杉橋 和彦（一般社団法人滋賀県建設業協会相談役）	
理 事	竹谷 均（滋賀県警察刑事部長）	
理 事	松田 千春（滋賀県総合企画部長）	
理 事	安藤 正彰（滋賀県金融機関警察連絡協議会会長代理）	
理 事	伊藤 和彦	○
監 事	西嶋 栄治（滋賀県信用保証協会理事長）	
監 事	畠山 譲治（滋賀県税理士協同組合理事長）	
評議員	野村 昌弘（株式会社野村石材店代表取締役）	
評議員	上村 照代（滋賀県地域女性団体連合会会長）	
評議員	野々口 義信（大津市自治連合会事務局長）	
評議員	江原 昭博（株式会社仁々木相談役）	
評議員	下村 岳生（滋賀県ゴルフ場防犯協会副会長）	
評議員	竹内 雅和（さとやま法律事務所代表）	

8 所在地

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟

令和6年度 出資法人経営評価表

(別紙3)

法人名	
-----	--

1 人員、県の人的関与の状況 (単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）					R4年度	R5年度	R4→R5増減				
②役員の状況					R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度			
評議員総数					6	6		6			
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
理事総数					6	6		6			
うち県職員（特別職を含む。）					2	2		2			
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
うち常勤役員数					1	1		1			
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
監事総数					2	2		2			
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
うち常勤監事数											
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）											
報酬額・年齢											
常勤役員の平均年齢											
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）											
役員の報酬総額（年額）（千円）											
③職員の状況					R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度			
職員総数					2	2		2			
常勤職員					2	2		2			
プロパー職員					2	2		2			
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
県等からの派遣職員											
うち県派遣職員											
臨時・嘱託職員											
うち県退職職員（OB）											
非常勤職員											
うち県派遣職員											
うち県退職職員（OB）											
プロパー職員の平均年齢					56.0	57.0	1.0	58.0			
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）					2,367	2,483	116	2,866			
職員の給与総額（年額）（千円）					4,733	4,967	234	5,731			
プロパー職員の年代別職員数					10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和6年度当初実数)									1	1	2

2 県の財政的関与の状況 (単位：千円)

項 目			R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度	備考 (R6内訳)
県からの 年間 収入額	補助金	事業費補助金	2108	1633	△ 475	2300	県補助金（法人事業活動に対する補助金）
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料		840	830	△ 10	882	県委託料（法人が実施する不当要求防止責任者講習に対する委託料）
	その他						
	合計		2948	2463	△ 485	3182	
年度末 残高	県からの借入金						
	県からの損失補償・債務保証						
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入で、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R3	R4	R5		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	関係機関との連携、各種研修会への参加等により、暴力団情勢を主とした社会情勢を適格に把握し、情勢に応じた各種広報活動、講習等の実施による暴力団排除活動に努めた。 昨年度は新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更され、各種活動については計画通り実施することが出来、目標通りの成果をあげることができた。	各企業においてコンプライアンス意識が高まる中、反社会的勢力の排除を目的として、取引先や顧客に関する情報を求める相談が増加しており、また、企業に限らず社会全体として暴力団排除に係るポスター等も広く活用されている。 昨年度から新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更されたことで制限等がなくなり、計画的に各種行事を実施している。
		中期経営計画のみ策定している。 年度目標のみ策定している。 策定していない。					
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○		
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。			○		
		活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。	○	○			
効率性	住民、関係者等のニーズの把握状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○	昨年度同様、物価高の影響から共益費の増額、消耗品等の購入価格の値上げが続く中ではあったが必要性を見極めて節約に努めた結果、管理費率減少につながった。 また経常収益については、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、各事業が通常の実施内容に戻る中、印刷費や消耗品代等の物価高騰により、経常費用を下回ったが、今後も県下の暴排活動の必要性を訴え、賛助会員の増加、寄附金の増加に努めていく。	物価高騰等、経済情勢が不安定な中、工夫を凝らした経費削減に努めており、2期連続で増加していた管理費率が減少に転じた。経常収益が経常費率を下回っていることから、今後も引き続き、暴排活動に賛同する賛助会員の増加、工夫を凝らした経費削減に努める必要がある。
		管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。			○		
	経常収益・費用の比率	経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。					
		経常収益が、当期は経常費用を上回った。	○	○			
		経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。	○		○		
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。 前期に比べ改善した。 前期に比べ悪化した。 2期連続で悪化した。	○	○	○	欠損金、借入金はいずれも皆無であり、健全性を維持している。	借入金や欠損金、債務超過など経営悪化に繋がるものは全くなき、今後もこの状態を継続していく必要である。
		2期連続で悪化した。					
	正味財産期末残高の状況	2期連続で増加した。 前期に比べ増加した。 前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。			○		
		前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。	○	○			
	累積欠損金の状況	当期末において累積欠損金はない。 累積欠損金は、2期連続で減少した。 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
		累積欠損金は、2期連続で増加した。					
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。 流動比率は、当期は100%以上であった。 流動比率は、当期は100%未満であった。 流動比率は、2期連続で100%未満であった。	○	○	○		
		流動比率は、2期連続で100%未満であった。					
	借入金依存率の状況	当期末において借入金は無い。 2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。	○	○	○		
		2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。					

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R3	R4	R5		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○	名誉会長として、県下の暴排業務に功労があった団体、個人への表彰の授与、暴追県民大会への臨席を賜っている。	今後も知事・副知事の就任は認められない。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している					
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○	暴対法に則り、警察官OB2名が暴力追放相談委員として常駐し、暴力相談の受理、不当要求防止責任者講習等の暴排活動を実施している。	暴力追放相談委員として警察OB2名が常駐しているのは、暴対法等に則った条件に適應する人材に従事させているもので、暴追センターの業務内容から考慮しても妥当であることから、今後も継続していくことになる。
		当期末において県退職職員はない 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。					
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○	県からの短期貸付金はこれまでから無く、健全性を維持している。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。
		当期末において県の財政支出はない。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。	○	○	○		
透明性	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない 県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸し付けの額が前期と同額である。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算等を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家に指導を受けている。 加えて、ホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		当期末において県の損失補償・債務保証はない 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
	損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
		規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○		
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
		規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。		○	○		
透明性	文書管理規程の整備状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。 情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。		○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算等を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家に指導を受けている。 加えて、ホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
	文書管理の実施状況	業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		
		業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
		業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

<http://www.shiga-boutsui.jp/>

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	暴力団排除は依然社会にとって、県民の安心できる生活を維持していく上で必要不可欠のものであり、県（警察）と県民との橋渡しの役割を果たす当センターの役割は重要である。また県の関与の縮小を念頭に「自立性の拡大」に努めているが、平成5年度には新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことから、賛助会員数、寄附金額ともに少しずつではあるが増加に転じており、今後も当法人が存在する必要性を含めた、知名度を上げる各種施策を引き続き実施していく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目 標
1 ホームページを効率的に活用する。【出資法人】	掲載内容の検討 → リンク先企業の増設 ————→					○ホームページリンク先企業 令和4年度 5社 → 令和8年度 25社（年5社増設）
2 出張相談所開設事業の充実に向けて、広報等周知方法を検討する【出資法人】	効果の検証と改善検討 ————→ 相談所開設ポスターの掲示箇所の増設 ————→					○ポスター掲示箇所 令和8年度において、令和4年度からの20件の増加とする
3 賛助会員拡大に向けて、企業等への講習、不当要求責任者講習の席において、継続した暴排の必要性を説明し賛助会員を募る。【出資法人】	講習等の機会ごとに暴排の継続した必要性和センターの資金の必要性を説明し、賛助会員を募る。 ————→					○賛助会員数 令和4年度 240件 → 令和8年度 290件（年10件増）
4 賛助会員の拡大に向けて、会員になることのメリットを増やす。【出資法人】	新たなメリットの考案と試行 ————→ 効果の検証と改善検討 ————→					
備考						